

# 長野県における外国人雇用状況の届出状況 (平成 29 年 10 月末現在)

外国人雇用状況の届出制度は、雇用対策法に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援を図ることを目的として、すべての事業主に対し、外国人労働者（特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者を除く。以下同じ。）の雇入れ又は離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間等について確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けているものです。

平成 29 年 10 月末現在で長野労働局が集計した県内で外国人労働者を雇用している事業所数は 3,114 事業所、雇用されている外国人労働者数は 15,786 人で、その概要については以下のとおりです。（全国の状況については、平成 30 年 1 月 26 日厚生労働省において公表〔ホームページ URL <http://www.mhlw.go.jp/>〕）

（注） 当該数値は平成 29 年 10 月末時点の事業主から提出のあった届出件数を集計したものであり、必ずしも外国人労働者全数とは一致していない。

## ◇ 外国人雇用状況の届出状況一覧 ◇

- (図 1) 国籍別外国人労働者の割合
- (図 2) 在留資格別外国人労働者の割合
- (図 3) 安定所別外国人雇用事業所数及び外国人労働者数
- (図 4) 産業別外国人労働者数
- (図 5) 事業所規模別外国人労働者数

長野労働局職業安定部職業対策課

## 届出状況の概要

### 1 外国人労働者を雇用している事業所及び外国人労働者の概要

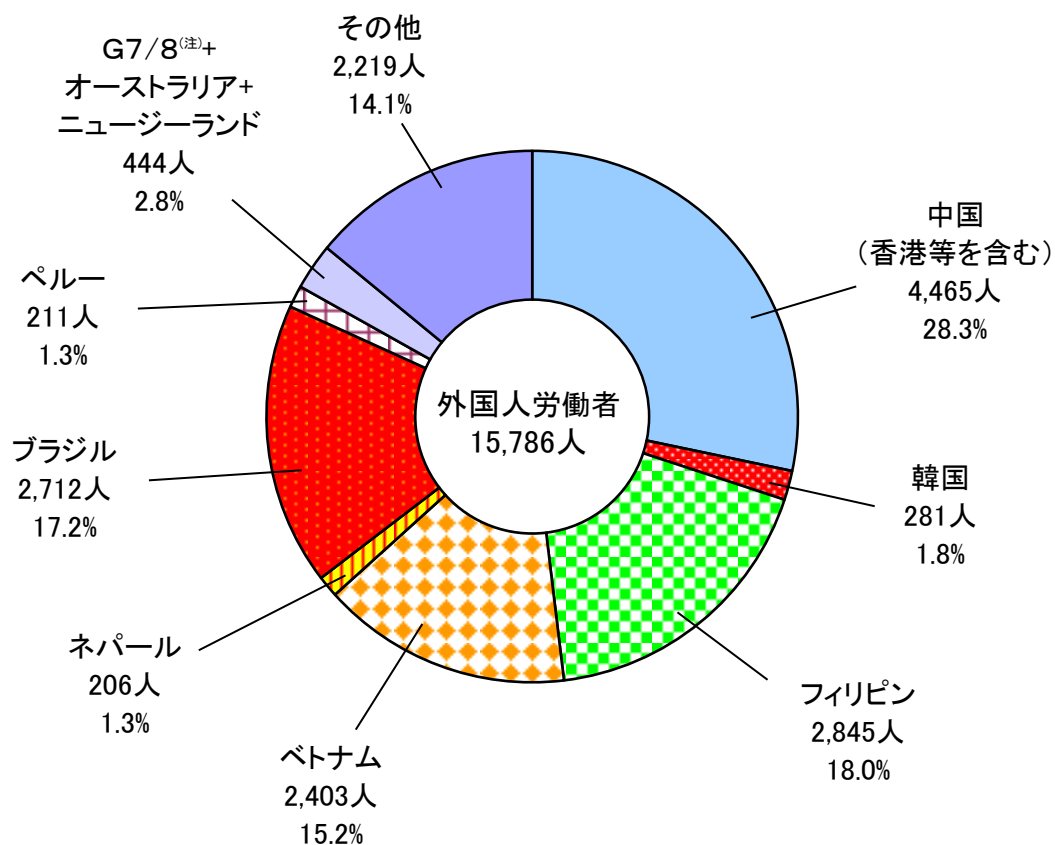
- (1) 平成 29 年 10 月末現在、外国人労働者を雇用している事業所数は 3,114 か所であり、外国人労働者数は 15,786 人であった。これは平成 28 年 10 月末現在の 2,920 か所、14,145 人に対し、194 か所 (6.6%) の増加、1,641 人 (11.6%) の増加となった。
- (2) このうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所は 219 か所、当該事業所で就労する外国人労働者は 3,427 人であり、それぞれ事業所全体の 7.0%、外国人労働者全体の 21.7%を占めている。

### 2 外国人労働者の属性

- (1) 国籍別にみると、中国（香港等を含む。以下同じ。）が 4,465 人で、外国人労働者数全体の 28.3%を占め、次いで、フィリピンが 2,845 人 (18.0%)、ブラジルが 2,712 人 (17.2%) となっている。

【図 1】

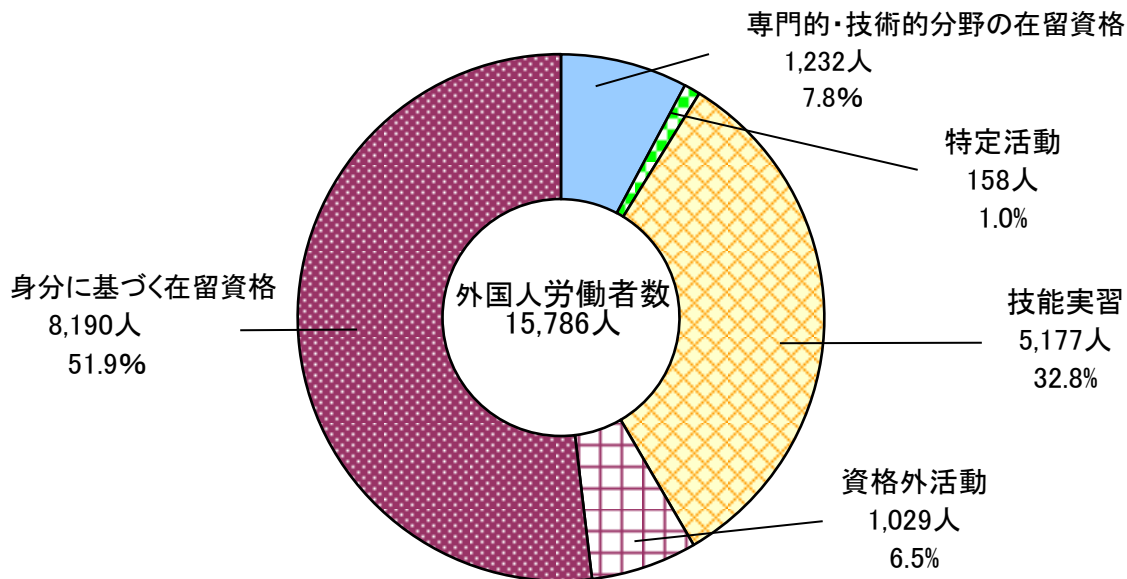
図 1 国籍別外国人労働者の割合



(注) G7/8は、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ロシアを表す。

(2) 在留資格別にみると、「身分に基づく在留資格」<sup>(注1)</sup>が外国人労働者全体の51.9%を占め、次いで、「技能実習」が32.8%、「専門的・技術的分野の在留資格」<sup>(注2)</sup>が7.8%となっている。【図2】

図2 在留資格別外国人労働者の割合

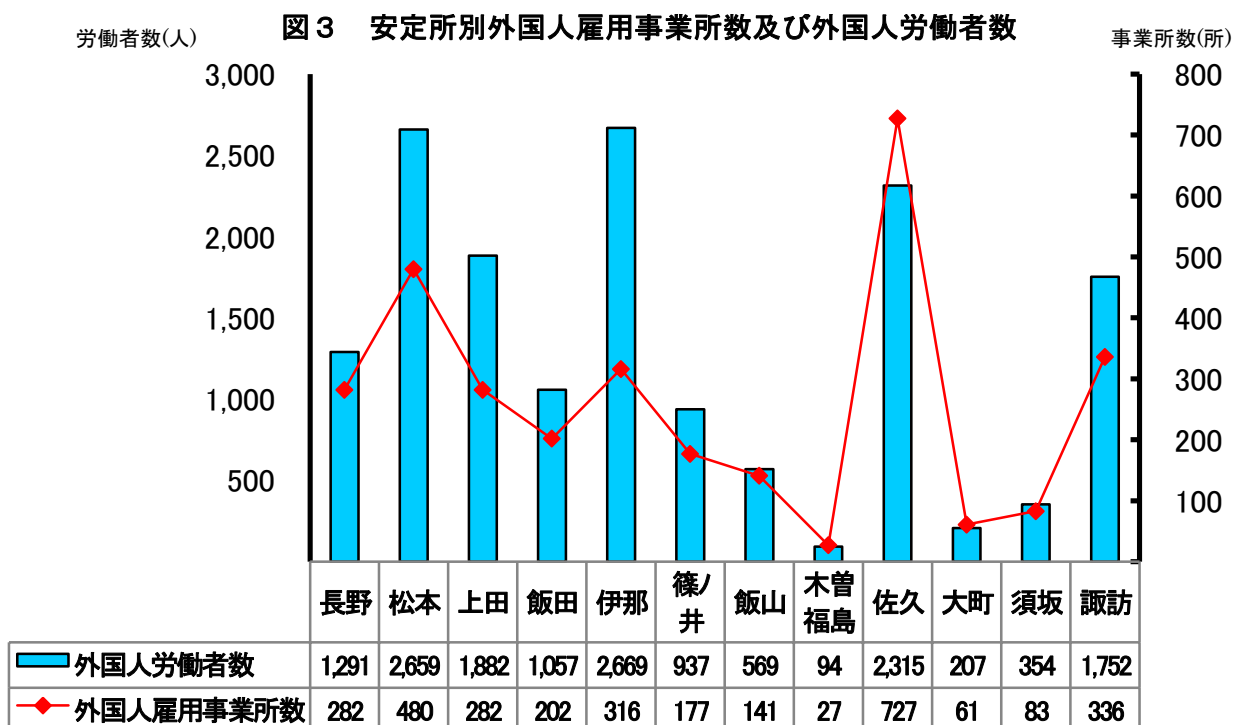


(注1) 「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。  
(注2) 「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興業」、「介護」、「技能」が該当する。

### 3 安定所別外国人雇用事業所数・外国人労働者数

(1) 外国人雇用事業所数を安定所別にみると、佐久が23.3%を占め、次いで松本が15.4%、諏訪10.8%、伊那10.1%となっている。

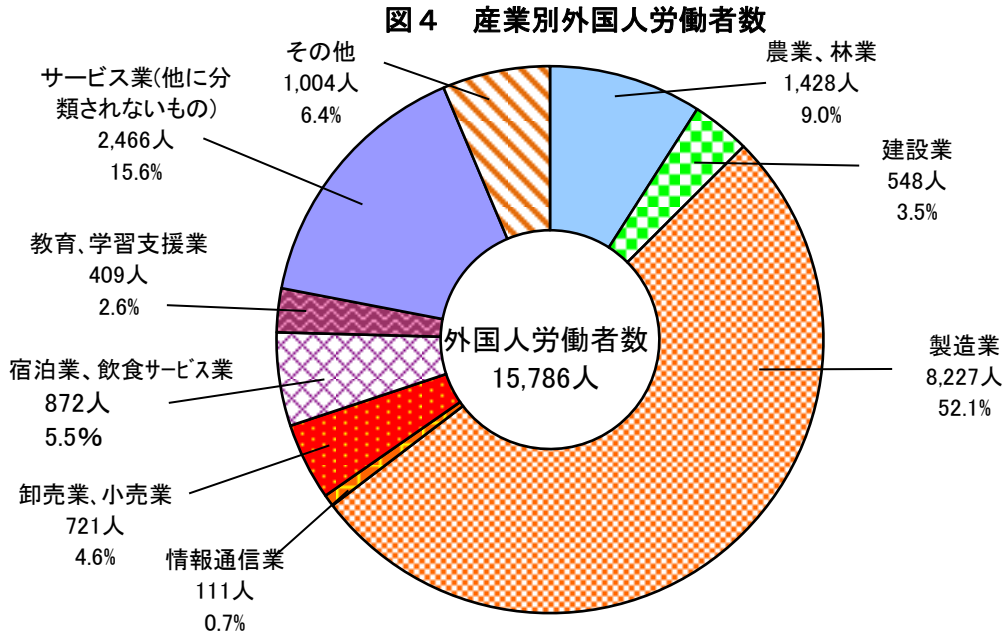
外国人労働者数を安定所別にみると、伊那が16.9%を占め、次いで松本が16.8%、佐久14.7%<sup>(注)</sup>、上田11.9%、諏訪11.1%となっている。【図3】



(注) 佐久の外国人労働者数2,315人のうち、1,467人は「技能実習」で、農業・林業事業所で1,228人を受け入れている。

#### 4 産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労状況

(1) 産業別に外国人労働者をみると、「製造業」が52.1%を占め、次いで「サービス業(他に分類されないもの)」<sup>(注)</sup>が15.6%、「農業、林業」が9.0%、「宿泊業、飲食サービス業」が5.5%、「卸売業、小売業」が4.6%となっている。【図4】



(注) 「サービス業(他に分類されないもの)」には、建設設計業、法律事務所、労働者派遣業、ビルメンテナンス業等が含まれる。

(2) 事業所規模別にみると「30人未満」規模の事業所が最も多く、外国人労働者全体の41.2%を占め、次いで、「100~499人」が25.8%、「30~99人」が23.1%、「500人以上」が9.5%となっている。【図5】

